

福祉センター利用団体の皆様

柏崎市総合福祉センター指定管理者  
社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会  
事務局 長 品田 早苗

## 柏崎市総合福祉センターの貸館利用に関する制限解除について（お知らせ）

日頃から、当館の運営につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ位置付けられることとなり、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換することになります。

このことに伴い、当館の利用に関して様々な利用制限をお願いして参りましたが、5類感染症への位置付けの変更日をもって一斉解除することとしました。

つきましては、下記のとおり、解除内容及び今後の取扱いについてお知らせいたしますので、御利用団体の皆様方におかれましては、御留意いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 解除内容及び今後の取扱い

- (1) (現 在) 貸館利用する際の利用者名簿の提出及び貸室の使用後の消毒  
(解除後) 不要
- (2) (現 在) 行政機関及び福祉関係団体の利用申込予約可能な期日の短縮（1か月前）  
(解除後) 従前どおりの期日（3か月前）
- (3) (現 在) 各利用室の定員の制限  
(解除後) 定員制限なし
- (4) (現 在) 調理室の利用の制限  
(解除後) 利用制限なし
- (5) (現 在) 給湯室備付品（電気ポット、湯のみ茶碗等）の使用の制限  
(解除後) 不要

#### 2 適用日 令和5年5月8日（月）

- 3 その他 政府機関からの発表や感染拡大状況等を注視の上、必要に応じて感染症対策に御留意ください（消毒／換気／重症化リスクの高い方が集まる会合の際のマスク着用の推奨等）。